

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

霧島市長 中重 真一

市町村名 (市町村コード)	霧島市 (46218)
地域名 (地域内農業集落名)	国分A地区 (野口・湊・福島・敷根・府中・姫城・新町・上小川・上井・松木・広瀬・下井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 11月 4日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は国分地区の西部に位置し、海岸線に接する平野部であり、天降川水系及び検校川水系に属する農用地等は、県営ほ場整備事業及び県営かんがい排水事業等により基盤整備が進められており、そのほとんどが団地性10ha以上、傾斜度1/500程度で構成され、基盤整備がほぼ完了した優良平野水田地帯である。今後も田として用途区分し、普通米の他、加工用米や飼料用米の振興に努めるとともに、水田を利用した冬春トマト等の施設野菜の生産振興を図る。

市街地に隣接する農用地等については、本市における経済的・社会的状況の著しい変化が生じた場合、営農活動に支障をきたさない範囲で都市的土地利用等との調整を図る。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備がなされた優良ほ場を活用し、主に水田としての活用を継続する。普通米の他、加工用米や飼料用米の振興に努めるとともに、水田を利用した冬春トマト等の施設野菜の生産振興を図る。また、トマト等施設・露地野菜については、有機農業なども検討しつつ、効率化に資する機械の導入やスマート農業なども活用しながら、生産効率の向上を目指す。

ブランド化など地産外消需要の高い作物として品質向上を図るだけでなく、物産館などを活用した地産地消の取り組みを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	453 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	453 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農業振興地域内の農用地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域として設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農家を中心とした経営体に集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手に集積するためにも、中間管理機構の活用を進め、効率的な農地利用のあり方を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて柔軟に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から担い手となりうる多様な経営体を募り、育成していくため、JA等関係機関と連携し、新たな担い手となるように育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ活用予定は無い。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・高付加価値化を進めるため、有機農業などの取組を検討する。
- ・作業効率化を図るため、スマート農業など機械化・IT化を進める。